

平成 27 年 6 月 12 日

株 主 各 位

東京都千代田区神田錦町三丁目 11 番地
日本アジア投資株式会社
代表取締役 細窪 政

「第 3 4 期定時株主総会招集ご通知」の一部修正について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、平成 27 年 6 月 5 日付にてご送付いたしました「第 3 4 期定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に修正すべき事項がございましたので、ここにお詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトをもって下記のとおり修正いたします。

なお、本修正による連結計算書類および計算書類への影響はございません。

株主の皆さまにおかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 修正箇所

1) 「第 3 4 期定時株主総会招集ご通知」 39～40 ページ 株主総会参考書類
第 2 号議案 定款一部変更の件 第 21 条第 3 項 現行定款

2) 「第 3 4 期定時株主総会招集ご通知」 10 ページ 事業報告

1. 企業集団の現況 (3) 重要な親会社及び子会社の状況 ②重要な子会社の状況
JAIC INTERNATIONAL (HONG KONG) CO., LTD. 資本金

2. 修正の内容

1) 第 2 号議案 定款一部変更の件

【修正前】

現行定款	変更案
(任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(任期) 第 21 条 取締役 <u>(監査等委員であるものを除く)</u> の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現行定款	変更案
(新設)	<u>2. 前項の規定に関わらず、監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
(新設)	<u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u>

【修正後】

現行定款	変更案
(任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(任期) 第 21 条 取締役 <u>(監査等委員であるものを除く)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新設) <u>2. 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、前任者または他の現任者の残任期間と同一とする。</u>	<u>2. 前項の規定に関わらず、監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u>

2) 1. 企業集団の現況 (3) 重要な親会社及び子会社の状況 ②重要な子会社の状況

【修正前】

② 重要な子会社の状況 (平成 27 年 3 月 31 日現在)

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
<途中省略>			
JAIC INTERNATIONAL (HONG KONG) CO.,LTD.	0 百万米ドル	100%	当社グループへの投資情報の提供及び投資先企業に対する経営支援活動
<以下省略>			

【修正後】

② 重要な子会社の状況（平成 27 年 3 月 31 日現在）

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
<途中省略>			
JAIC INTERNATIONAL (HONG KONG) CO.,LTD.	1 百万米ドル	100%	当社グループへの投資情報の提供及び投資先企業に対する経営支援活動
<以下省略>			

以上